

令和7年度

川口市地域密着型サービス 公募要項

令和7年6月

川口市 福祉部 介護保険課

1 公募の趣旨

川口市では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めることとしています。

本公募は、質の高いサービスの提供体制の確立を目指し、より良いサービスを提供できる事業者を適正かつ公平・公正に選定するために行うものです。

2 公募概要

公募するサービス種類、募集事業者数及び募集圏域は下記の表のとおりです。

なお、看護小規模多機能型居宅介護については新規での開設の他、現在市内で小規模多機能型居宅介護または訪問看護を運営している事業所が事業転換する場合も公募の対象となります。

小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護へ事業転換する場合、下記の募集数には含めません。事業転換が採択された際は、小規模多機能型居宅介護の事業所を廃止のうえ、同じ圏域で看護小規模多機能型居宅介護を開設することになります。

公募するサービス種類	募集数
認知症対応型共同生活介護	1 (18床)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
夜間対応型訪問介護	4
認知症対応型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護 又は 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	5

エリア別の展開

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、身近な日常生活圏域内でサービス提供が行われることが望ましいとされています。そのため、サービス基盤も日常生活圏域に偏りなく整備されることが理想と考えられます。

本市は東京都に隣接していることから、市街地の形成が進み、交通も発達しております。一方、都心近郊では希少とも言える緑地空間が残されており、市街化調整区域として指定されている区域も存在します。このような状況から、土地利用に関する傾向も地域ごとに異なります。

本市といたしましては、日常生活圏域ごとのサービス基盤整備と市全体での必要サービス量確保の両方の視点から、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

[地域密着型サービスの基盤整備・日常生活圏域別整備目標]

サービス 日常生活 圏域	認知症対応型 共同生活介護	定期巡回・随時対 応型訪問介護看 護	夜間対応型訪問 介護	認知症対応型通 所介護	小規模多機能型 居宅介護 又は 看護小規模多機 能型居宅介護
中央	○				○
横曽根			○	○	
西		○	○	○	
青木					
上青木	○	○	○	○	○
前川		○	○		○
南平		○	○	○	○
南平みなみ			○		○
新郷			○	○	
新郷東		○	○	○	○
神根				○	○
神根東			○	○	
芝			○	○	
芝伊刈		○	○		○
芝西		○	○	○	
安行		○	○	○	
戸塚				○	○
戸塚西		○	○		
鳩ヶ谷東部			○		
鳩ヶ谷西部			○	○	○
	○：募集する圏域 ■：募集しない圏域				

川口市の日常生活圏域

圏域	対象住所
中央	本町1丁目～4丁目・栄町1丁目～3丁目・金山町・舟戸町・幸町1丁目～3丁目・川口1丁目
横曽根	西川口1丁目～6丁目・仲町・宮町・南町1丁目～2丁目・緑町・並木元町・並木1丁目～4丁目
西	川口2丁目～6丁目・飯塚1丁目～4丁目・飯原町・原町・荒川町
青木	青木1丁目～5丁目・中青木1丁目～5丁目・西青木1丁目～5丁目
上青木	上青木西1丁目～5丁目・上青木1丁目～6丁目

前 川	本前川 1 丁目～3 丁目・前川 1 丁目～4 丁目・南前川 1 丁目～2 丁目・前上町・前川町 4 丁目
南 平	朝日 1 丁目～6 丁目・末広 1 丁目～3 丁目・新井町・弥平 1 丁目～4 丁目
南平みなみ	元郷 1 丁目～6 丁目・東領家 1 丁目～5 丁目・領家 1 丁目～5 丁目・河原町
新 郷	大字赤井・大字東本郷・大字蓮沼・赤井 1 丁目～4 丁目・江戸 1 丁目～3 丁目・江戸袋 1 丁目～2 丁目・本蓮 1 丁目～4 丁目・東本郷 1 丁目～2 丁目
新郷東	大字前野宿・大字東貝塚・大字大竹・大字峯・大字新堀・大字榛松・新堀町・榛松 1 丁目～3 丁目
神 根	大字安行領根岸・大字安行領在家・大字道合・大字木曾呂・大字東内野・在家町
神根東	大字神戸・大字源左衛門新田・大字石神・大字赤芝新田・大字西新井宿・大字新井宿・大字赤山
芝	芝中田 1 丁目～2 丁目・芝新町・芝下 1 丁目～3 丁目・芝 1 丁目～5 丁目・芝樋ノ爪 1 丁目～2 丁目
芝伊刈	大字伊刈・芝高木 1 丁目～2 丁目・芝宮根町・芝東町・北園町・柳根町・柳崎 1 丁目～5 丁目
芝 西	大字芝・大字小谷場・芝富士 1 丁目～2 丁目・芝園町・芝塚原 1 丁目～2 丁目・芝西 1 丁目～2 丁目
安 行	大字安行原・大字安行領家・大字安行慈林・大字安行・大字安行吉岡・大字安行藤八・大字安行吉蔵・大字安行北谷・大字安行小山・大字安行西立野・安行出羽 1 丁目～5 丁目
戸 塚	大字長蔵新田・大字久左衛門新田・大字藤兵衛新田・東川口 1 丁目～6 丁目・戸塚鉄町・戸塚境町・戸塚東 1 丁目～4 丁目・長蔵 1 丁目～3 丁目
戸塚西	大字西立野・大字行衛・大字差間・北原台 1 丁目～3 丁目・戸塚 1 丁目～6 丁目・戸塚南 1 丁目～5 丁目・差間 1 丁目～3 丁目
鳩ヶ谷東部	坂下町 1 丁目～4 丁目・桜町 1 丁目～6 丁目・鳩ヶ谷本町 1 丁目～4 丁目・八幡木 1 丁目～3 丁目・三ツ和 1 丁目～3 丁目
鳩ヶ谷西部	大字里・大字辻・大字前田・鳩ヶ谷緑町 1 丁目～2 丁目・南鳩ヶ谷 1 丁目～8 丁目

3 応募要件

次の要件をすべて満たすこと。

法人であること。

現に介護保険サービス事業を運営していること。

介護予防があるサービス事業種は介護予防の指定も併せて受けること。

介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項各号及び第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項各号の規定に該当しないこと。

法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は川口市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 5 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと。

都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。

市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。

会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続きを行っている法人でないこと。

- 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこと。
- 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定（許可）を受けるものであること。
- 計画地については、用地が確実に確保できるとともに、法令等に基づき必要な許認可等が得られる用地であること。（市街化調整区域における整備計画は、原則不可です。）また、地域との交流を図ることが期待できる場所であること。
- 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。
- 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、意欲を有していること。
- 原則、令和8年度末までに整備を完了させること。
- 昭和56年の建築基準法改正前の古い耐震基準によって建てられた建物を使用する場合、耐震診断により新しい基準を満たしていると証明されたもの又は耐震工事が実施されたものであること。
- 当該事業所の利用者を原則として川口市民に限定すること。
- 運営事業者以外の者（土地の所有者等）による建設又は改修にかかる工事費については、補助の対象とならない点を理解していること。
- 事業の継続が困難なために休止等を検討するときは公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部への相談を検討すること。
- 土地及び建物に根抵当権を設定していないこと。（抹消が確実な場合を除く）

4 応募の手続き

(1) 事前相談

事前相談は、下記の提出窓口で随時、受け付けます。予め電話で予約の上、ご来庁ください。
なお、事前相談がない場合、申込みをお受けできません。

(2) 応募の受付期間

本公募への申込みを希望する事業者は、下記のとおり応募書類を提出してください。

受付期間	提出窓口
令和7年8月29日（金）まで （土曜・日曜・祝日を除く。） 8時30分から17時15分まで（時間厳守） ※予め電話で予約の上、ご来庁ください。 ※郵送による書類の提出は受け付けません。	川口市 介護保険課 事業者係 川口市青木2-1-1 電 話 048-259-7293 FAX 048-258-7493

(3) 事業計画書提出部数

正本1部

(4) 提出書類

「地域密着型サービス事業計画書提出確認表」を参照してください。
書類の様式は、川口市ホームページからダウンロードしてください。

(5) 作成上の注意

- 書類は原則としてA4版で作成し、黄色のフラットファイルに綴じてください。
 - 図面はA3版で作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。
 - 書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを付してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。
- ※市に対して提出する書類（印鑑証明、身分証明、謄本、残高証明書等）→原本とする。
〔印鑑証明、身分証明、謄本は申請日の3ヵ月前までに発行されたものを添付〕
※法人と役員等の間で交わされる書類（贈与契約書等）→写し（原本証明付）とする。

(原本証明例)

原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 実印

5 選定方法

事業者の選定は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにて「川口市介護保険サービス事業者選定委員会」が審査し、「川口市介護保険運営協議会」に諮り選定します。

(1) 書類審査

事業者から提出された申請書類に基づき、書類審査を行います。審査内容については、別添「川口市地域密着型サービス採点項目表」を参照してください。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア) 日程については、改めてご連絡します。
- イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、別添「ヒアリング審査項目」等について30～40分を予定しています。
- ウ) お越しいただく方は2名以内とし、法人の代表者（または法人内の地域密着型サービス部門の責任者）、管理者就任予定者、設計及び資金計画がわかる方で市が出席者として適当と認めた者とします。

(3) 選定結果

- ア) 選定結果については、応募のあった事業者に対し文書で通知します。

- イ) また、選定された事業者については、川口市ホームページで公表します。
 なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

6 スケジュール

・応募受付	令和7年8月29日（金）まで
・書類審査 ・プレゼンテーション及び ヒアリング審査	10月中旬～下旬
・介護保険運営協議会	11月中旬
・選定結果通知	12月上旬～中旬

7 補助金制度

県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助を予定しています。

補助内容や金額（上限額）については、現時点での内容であり、今後変更されることもあります。
また、補助金の交付については予算の範囲内となりますので、予めご了承ください。

(1) 川口市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助）

①工事費等の補助

基礎単価

認知症対応型共同生活介護	39,600 千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,000 千円
認知症対応型通所介護	14,100 千円
小規模多機能型居宅介護	39,600 千円
看護小規模多機能型居宅介護	39,600 千円

※交付対象は運営事業者のみを予定しています。運営事業者以外の者（土地の所有者等）による建設又は改修については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

※他の介護施設や事業所と合築・併設を行う場合、上記金額に5%の加算が上乗せになる場合があります。詳細については直接お問い合わせください。

②備品購入費等の補助

基礎単価

認知症対応型共同生活介護	989 千円	×	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,600 千円		
小規模多機能型居宅介護	989 千円	×	宿泊定員数
看護小規模多機能型居宅介護	989 千円	×	宿泊定員数

注意事項

- ①補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準ずるための、一定の要件及び手続きが必要となります。
- ②補助金の交付を受けて施設整備をしたのち、別の事業への転用等を行う場合は、原則として補助金の返還が必要となりますので注意してください。
- ③原則、補助金によって整備された施設を担保に供することはできませんので注意してください。

8 留意事項

- (1) 市内産業活性化の観点から、市内業者からの調達や、市内医療機関及び市内歯科医療機関との連携を図る計画を勘案します。
- (2) 応募の受付をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (3) 応募書類に不足・不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
- (4) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、申請者の公表等に必要な場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 申請書類等の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- (6) 次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ①提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - ②重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金計画等）の変更があった場合
 - ③申請者及びその関係者が、本市職員に対し選定評価に係る働きかけを行った場合
 - ④市民の疑念や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (7) 応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は、原則認められません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- (8) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (9) 選定前までの辞退について
書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名、法人印の押印のある辞退届を提出してください。（任意様式）
- (10) 選定後の辞退について
事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくこともあります。
- (11) 選定以降であっても、整備計画に重大な不備等があることが判明した場合には、当該選定を取消します。
- (12) 地元自治会等に事業計画を説明し、又は関係機関等と協議する際には、これから選定があることを十分説明し、既に決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (13) 他の申請事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。